

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和6（2024）年度補正予算概要……………	1～2
2 令和7（2025）年度予算概要……………	3～10
3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の 骨子（農林水産部所管分）……………	11～14

1 令和 6 (2024) 年度補正予算概要

(1) 一般会計

[歳 入]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明
指 定 寄 付 金	124	沿岸漁場等調査費分 124

[歳 出]

農林水産費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
農 業 振 興 費	△34,650	農地整備事業費減 △34,650 農地整備事業費負担金減 △34,650 桔梗高台地区 △6,800 事業費減 △40,000 千円の 100 分の 17 鶴野地区 △14,850 事業費減 △66,000 千円の 100 分の 22.5 中の沢高台 2 号線 △13,000 事業費減 △26,000 千円の 100 分の 50	(道) 農地整備事業費補助金 △310 (地方債) 農地整備事業債 △33,900 (その他) 道営土地改良事業費分担金 △488
林 業 振 興 費	696	森林経営管理事業費増 696 未整備森林適正管理推進事業費増	(その他) 森林整備等対策基金繰入金 696
水 産 振 興 費	△5,196	沿岸漁業構造改善対策費減 △5,196 沿岸漁業構造改善対策事業費補助金減	(地方債) 過疎地域持続的発展特別事業債 △5,200

[債務負担行為]

(変 更)

事 項	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
函館湯川漁港交流広場 トイレ清掃業務委託料	千円 730	千円 713

(2) 地方卸売市場事業特別会計

[歳 入]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	
水 産 物 地 方 卸 売 市 場 使 用 料	△9,976	売上高割使用料減	△9,976
青 果 物 地 方 卸 売 市 場 使 用 料	△3,928	面積割使用料減	△3,928
一 般 会 計 繰 入 金	13,734	一般会計繰入金増 水産物地方卸売市場分増 青果物地方卸売市場分増	13,734 10,100 3,634
歳 入 合 計	△170		

[歳 出]

職 員 費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
一 般 部 局 職 員 費	△170	職員給与費減 △170 水産物地方卸売市場分増 124 青果物地方卸売市場分減 △294	
歳 出 合 計	△170		

<再掲>

(単位：千円)

	水 産 物 地 方 卸 売 市 場	青 果 物 地 方 卸 売 市 場	合 計
歳 入	124	△294	△170
歳 出	124	△294	△170
差 引	0	0	0

2 令和7(2025)年度予算概要

(1) 一般会計

[歳 出]

農林水産費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
農 業 委 員 会 費	11,155	委員報酬 8,376 農業委員 4,536 会長1人、委員8人 農地利用最適化推進委員 3,840 委員8人 負担金ほか 2,779	(道) 農業委員会費 負担金 2,707 (道) 国有農地管理 事務取扱交付 金 47 (その他) 現況証明手数 料 71 (その他) 農業者年金業 務負担金 219
農 林 総 務 費	43,497	鳥獣対策費 25,259 農林施設維持補修費 11,000 その他所要経費 7,238	(道) 鳥獣対策事業 費補助金 420 (道) 権限移譲事務 交付金 423 (その他) 森林整備等対 策基金繰入金 6,591
農 業 振 興 費	146,091	グリーン・ツーリズム推進事業費 6,038 農業法人参入支援事業費 1,281 農林水産物ブランド化等推進事業費 1,050 農林水産物販路開拓等推進事業費 700 函館農水産物ブランド推進協議会負担金 350 農業経営安定対策費 11,377 スマート農業技術活用支援事業費補助金 8,443 自動運転トラクタ 1式 緑肥導入促進事業費補助金 2,934 経営所得安定対策事業費補助金 4,267 農業担い手育成対策費 7,941 新規就農促進補助金 7,425 酪農労働環境改善支援事業費補助金 516	(道) 経営支援総合 推進事業費補 助金 4,267 (道) 新規就農促進 補助金 7,425

(単位：千円)

科 目	予算額	説 明	特 定 財 源
		亀尾ふれあいの里管理費 17,600 亀尾ふれあいの里管理委託料 6,853 (債務負担行為分) 亀尾ふれあいの里施設整備事業費 8,263 地質調査, 新設実施設計 1 式 1,922 維持補修費 2,000 (地方債) その他諸経費 484 過疎地域持続 土地基盤整備費 1,426 的発展特別事 用排水施設整備費補助金 業債 農地整備事業費 75,497 1,000 農地整備事業費負担金 73,575 (地方債) 鶴野地区 51,075 農業経営安定 事業費 227,000千円の100分の22.5 対策事業債 中の沢高台 2 号線 22,500 8,400 事業費 45,000千円の100分の50 (地方債) その他諸経費 1,922 農地整備事業 ワイン用ぶどう栽培支援事業費補助金 1,100 債 水利施設管理強化事業費 65 73,500 農業用機械等購入資金貸付金 18,000 (その他) 負担金 449 森林整備等対 策基金繰入金 8,263 (その他) ふるさと再生 事業費補助金 4,024	
林 業 振 興 費	224,024	森林経営管理事業費 13,963 (道) 未整備森林適正管理推進事業費 9,219 造林事業促進 未整備森林適正管理推進事業費補助金 4,744 補助金 森林整備担い手育成事業費 3,657 5,435 自伐型林業普及推進事業費 3,377 (道) 林業研修生インターンシップ宿泊費補助金 280 市有林整備費 地域材利用促進等事業費 1,388 補助金 林業生産性向上支援事業費 10,000 63,126 林業高性能機械導入支援補助金 フェラーバンチャ (伐倒機械) 1 式 (道) 私有林整備促進事業費 12,115 治山事業費補 造林事業促進補助金 助金 市有林整備費 116,590 28,500 公共造林事業費 47,313 (地方債) 人工造林 3.00ha ほか 造林事業債 森林保護事業費 561 16,300 林道整備事業費 64,900 (地方債) 林業専用道開設工事 1 式ほか 治山事業債 市有林管理所要経費 3,816 35,700	

(単位：千円)

科 目	予算額	説 明	特 定 財 源
		治山事業費 補助事業 日ノ浜町89 鉄筋挿入工 15mほか 尾札部町10 法枠工 100㎡ほか 双見町130 網張工 1,320㎡ 起債事業 金谷地区 水路工 141m はこだて森林認証推進協議会負担金ほか	(その他) 物品売払収入 15,318 (その他) 森林整備等対 策基金繰入金 49,476 2,111
水産総務費	20,811	漁村センター管理委託料（債務負担行為分） イカ広場管理所要経費 水産施設維持補修費 海岸漂着物等対策費 その他所要経費	(道) 海岸漂着物等 対策費補助金 345 (その他) 漁村センター 使用料 20
水産振興費	552,268	魚類等養殖推進事業費 魚類等養殖推進協議会関係経費 地域水産業創生推進事業費 キングサーモン完全養殖技術研究事業費 コンブ漁業振興研究事業費 天然コンブ資源回復緊急対策事業費 小型イカ釣り漁業出漁支援補助金 沿岸漁業構造改善対策費 沿岸漁業構造改善対策事業費補助金 漁場管理保全事業 ウニ密度管理（戸井地区・南茅部地区） 雑海藻駆除（南茅部地区） 天然コンブ繁茂対策（南茅部地区） 漁船施設整備事業 船揚場補修 1式（南茅部地区） 栽培漁業施設整備事業 コンブ種苗センター受電設備工事 1式（戸井地区） 漁業新技術導入事業 養殖試験管理費 1式（函館地区） 資源増大・有効利用対策事業 ウニ種苗放流 1,210,000個 （函館地区・南茅部地区） アワビ種苗放流 82,000個 （函館地区） ナマコ種苗放流 320,000個 （函館地区・榎法華地区・南茅部地区）	(国) 地方大学・地 域産業創生交 付金 149,735 (道) 天然コンブ資 源回復緊急対 策事業費補助 金 5,000 (地方債) 過疎地域持続 的発展特別事 業債 75,200 (地方債) 水産基盤整備 事業債 76,500 (地方債) 沿岸漁業構造 改善対策事業 債 4,900 (その他) 生産品売払収 入 11,343

(単位：千円)

科 目	予算額	説 明	特 定 財 源
		ウニ種苗深浅移殖 2,773,000 個 (函館地区・戸井地区・恵山地区・ 椴法華地区)	(その他) ふるさと寄付 金
		漁場整備事業費 56,500	3,000
		住吉入船漁場整備事業費負担金	(その他)
		事業費 8,500千円の10分の1	地域振興基金
		新湊古川漁場整備事業費負担金	繰入金
		事業費 8,500千円の10分の1	59,900
		戸井漁場整備事業費負担金	
		事業費 93,000千円の10分の1	
		戸井釜谷漁場整備事業費負担金	
		事業費 97,000千円の10分の1	
		戸井浜町漁場整備事業費負担金	
		事業費 8,500千円の10分の1	
		えさん漁場整備事業費負担金	
		事業費 112,500千円の10分の1	
		椴法華新浜漁場整備事業費負担金	
		事業費 132,000千円の10分の1	
		南かやべ漁場整備事業費負担金	
		事業費 105,000千円の10分の1	
		ウニ種苗生産供給事業費 31,459	
		沿岸漁場等調査費 4,562	
		コンブ養殖漁業廃棄物適正処理 促進事業費補助金 7,966	
		漁業共済加入促進補助金 2,251	
		漁業近代化資金利子補給費 3,705	
		漁業用機械等購入資金貸付金 60,000	
		漁業担い手育成対策費 1,100	
		漁業就業者確保対策関係経費 75	
		漁業就業体験事業費 245	
		漁業研修受講費補助金 600	
		漁業資格取得費補助金 180	
		水難救難所交付金ほか 11,341	
漁 港 管 理 費	7,229	漁港施設管理所要経費 5,338	(道)
		函館湯川漁港交流広場管理所要経費 971	権限移譲事務
		函館湯川漁港交流広場トイレ 清掃業務委託料(債務負担行為分) 713	交付金
		その他諸経費 258	3,712
		北海道漁港漁場協会負担金 920	

(単位：千円)

科 目	予算額	説 明	特 定 財 源
漁 港 整 備 費	76,473	漁港整備事業費 76,473 漁港整備（機能保全）事業費負担金 住吉漁港ほか6港 係留施設 事業費 524,000 千円の60分の8 輸送施設 事業費 44,000 千円の60分の9	(地方債) 水産基盤整備 事業債 76,400

[債務負担行為]

事 項	期 間	限 度 額
亀 尾 ふ れ あ い の 里 管 理 委 託 料	令和8（2026）年度から 令和12（2030）年度まで	千円 50,855

(2) 地方卸売市場事業特別会計

[歳 入]

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	
水産物地方卸売 市 場 使 用 料	49,829	売上高割使用料	22,534
		面積割使用料ほか	27,295
青果物地方卸売 市 場 使 用 料	69,962	売上高割使用料	18,475
		面積割使用料ほか	51,487
国 庫 補 助 金	247	新しい地方経済・生活環境創生交付金	247
財 産 貸 付 収 入	2,968	青果物地方卸売市場土地貸付収入	2,968
一般会計繰入金	223,000	一般会計繰入金	223,000
		水産物地方卸売市場分	168,000
		青果物地方卸売市場分	55,000
前年度繰越金	1	前年度繰越金	1
雑 入	68,993	水産物地方卸売市場雑入	36,870
		青果物地方卸売市場雑入	32,123
歳 入 合 計	415,000		

[歳 出]

市場管理費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
水産物地方卸売 市 場 管 理 費	215, 532	水産物地方卸売市場管理委託料 84, 942 (債務負担行為分) 施設管理費 84, 596 施設改良工事費 29, 200 維持補修費 4, 000 卸売市場活性化対策費 495 漁船誘致対策費 744 負担金 9, 274 北海道市場協会負担金 50 全国公設地方卸売市場協議会負担金 30 水産物地方卸売市場自治会負担金 8, 794 水産物地方卸売市場魚食普及対策 協議会負担金 400 職員厚生会交付金ほか 2, 281	(国) 新しい地方 経済・生活 環境創生交 付金 247
青果物地方卸売 市 場 管 理 費	139, 971	青果物地方卸売市場管理委託料 75, 867 (債務負担行為分) 施設管理費 39, 836 施設改良工事費 15, 600 維持補修費 2, 700 青果物地方卸売市場管理連絡協議会負担金 3, 392 職員厚生会交付金ほか 2, 576	
計	355, 503		

公 債 費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
元 金	22, 122	長期債償還元金 22, 122 水産物地方卸売市場分 18, 934 青果物地方卸売市場分 3, 188	
利 子	857	長期債償還利子 857 水産物地方卸売市場分 597 青果物地方卸売市場分 260	
計	22, 979		

職 員 費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
一般部局職員費	34,518	職員給与費 34,518 水産物地方卸売市場分 18,884 青果物地方卸売市場分 15,634	
計	34,518		

予 備 費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
予 備 費	2,000		
計	2,000		

歳 出 合 計	415,000		
---------	---------	--	--

<再掲>

(単位：千円)

	水 産 物 地 方 卸 売 市 場	青 果 物 地 方 卸 売 市 場	合 計
歳 入	254,947	160,053	415,000
歳 出	254,947	160,053	415,000
差 引	0	0	0

[債務負担行為]

事 項	期 間	限 度 額
水 産 物 地 方 卸 売 市 場 管 理 委 託 料	令和8（2026）年度から 令和10（2028）年度まで	千円 272,492

3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の骨子（農林水産部所管分）

(1) 条例改正の理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い，関係条例の規定を整備するため

(2) 条例改正の内容

ア 函館市青果物地方卸売市場条例の一部改正（第3条関係）

（ア）第13条第3項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

イ 函館市水産物地方卸売市場条例の一部改正（第3条関係）

（ア）第8条の2第3項第2号，第14条第4項第2号，第20条第3項第2号および第35条第1項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(3) 条例の施行期日

令和7年6月1日

函館市青果物地方卸売市場条例 新旧対照表（第3条関係）

現 行	改 正 案
（せり人の承認等） 第13条 （略） 2 （略） 3 市長は、第1項の承認の申請があった場合において、当該申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。 （1）（略） （2）<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。 （3）・（4）（略） 4 （略）	（せり人の承認等） 第13条 （略） 2 （略） 3 （略） （1）（略） （2）<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。 （3）・（4）（略） 4 （略）

函館市水産物地方卸売市場条例 新旧対照表（第3条関係）

現 行	改 正 案
（卸売業務の承認等） 第8条の2 （略） 2 （略） 3 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。 (1) （略） (2) 申請者が<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しないものであるとき。 (3)～(10) （略） （せり人の承認等） 第14条 （略） 2・3 （略） 4 市長は、第1項の承認の申請があつた場合において、その申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するときは、または承認申請書に虚偽の記載があり、もしくは重要な事実の記載が欠けているときは、同項の承認をしてはならない。 (1) （略） (2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しないものであるとき。 (3)～(5) （略） （仲卸業務の承認） 第20条 （略） 2 （略） 3 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。 (1) （略） (2) 申請者が<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しないものであるとき。 (3)～(10) （略）	（卸売業務の承認等） 第8条の2 （略） 2 （略） 3 （略） (1) （略） (2) 申請者が<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しないものであるとき。 (3)～(10) （略） （せり人の承認等） 第14条 （略） 2・3 （略） 4 （略） (1) （略） (2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しないものであるとき。 (3)～(5) （略） （仲卸業務の承認） 第20条 （略） 2 （略） 3 （略） (1) （略） (2) 申請者が<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しないものであるとき。 (3)～(10) （略）

(承認の基準) 第35条 市長は、第1種関連事業について前条第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしないものとする。 (1) (略) (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しないものであるとき。 (3)～(7) (略) 2 (略)	(承認の基準) 第35条 (略) (1) (略) (2) 申請者が拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しないものであるとき。 (3)～(7) (略) 2 (略)
---	--